

南九州市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月3日

南九州市長 塗木弘幸

南九州市条例第9号

南九州市印鑑条例の一部を改正する条例

南九州市印鑑条例（平成19年南九州市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「書面で」を削る。

第9条の見出し中「再交付」を「引換交付」に改め、同条第1項中「き損」を「毀損」に、「再交付」を「引換交付」に改め、同条第2項中「、書面で」を削る。

第11条第1項中「は、印鑑登録証明書の交付を申請する場合には、登録証を添えて、書面で」を「が印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、登録証を提示して市長に申請」に改める。

第13条中「書面で」を「申請」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南九州市印鑑条例の規定は、令和8年1月5日から適用する。